

薬 第 2962 号
令和 6 年 8 月 7 日

各関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指定
について (通知)

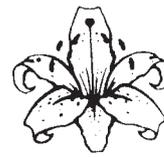
日頃から、薬物乱用防止行政の推進にあたり、多大なる御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、令和 6 年 8 月 7 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物 3 物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(令和 6 年厚生労働省令第 110 号) で新たに指定された物質と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して 10 日を経過した日 (令和 6 年 8 月 17 日) から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先
献血・薬物対策グループ 福田
電話 (045)210-1111 内線 4972

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和6年8月7日(水曜日)

号外第47号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○告示 神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定（健康医療・薬務課）	1

告示

神奈川県告示第500号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和6年8月8日から施行する。

令和6年8月7日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 知事指定薬物の名称

- 化学名 N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名 ADB-5' Br-BUTINACA）
- 化学名 N-エチル-2-〔（4-イソプロポキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類（通称名 N-Desethylisotonitazene）
- 化学名 (2R, 3R)-2-（ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル）-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-（ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル）-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類（通称名 3, 4-MDPM、3-MDPM、3, 4-Methylenedioxyphenmetrazine）

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

発行

横浜市中区日本大通
神奈川県政策部政策法務課
電話横浜（〇四五）二〇一一一